



広報かん5

5 月号 No. 102

発行者 群馬県甘藷町役場
編集者 藤野眞全副文書係
印刷所 富岡市坂本印刷(株)

4月1日の人口と世帯

世帯数	2,776戸
男	6,748
女	7,096
計	13,814

毎月第一日曜日は
家庭の日
この日は家族みんなが顔を
そろえて楽しく話し合いま
しょう。



歩—道—橋—が—完—成

群馬小学校前の国道254号橋に歩道橋が完成し、4月8日
に富岡土木事務所長、課長、町長、地区内の農会顧問、及

び区長、PTA役員らを迎えて、同校児童による「旗やめ
め式」が行なわれました。(写真上)。完成した歩道橋は
鉄骨組みのべの長さ34.80m、幅1.50m、総工費は460万円
で、全額国の負担です。

今月のしおり

税金に不満 のあるとき

▼一か月以内に異議の申立てを
市役所の法人課、租税課、課長
税など国税について更正や認定な
どを受け、それに不満のあるとき
は、還付を受けた日から一か月以
内に国税庁に対し、異議の申立てが
できます。

▼異議申し立ては二か月以内に審判の
りえ、決定します。もし、その異
議申立ての決定に納得できない日
から一か月以内に、国税局長に対
し「審査請求」ができます。

▼税務特設課への利用も

審査請求が国税局長に出される
と、照会届で確認され、税金のア
ンパイヤといわれる税務官が三人
以上揃って、第三者の立場に立っ
てどちらの主張が正しいかを慎重
に調査して公平に判断します。こ
の判断に基づいて、国税局長が取
決を行なうことになっています。

また更生や決定などの処分を受
けたが、納税者に何らかの特別の
事情があって、再開申立ての審査
請求などの法律による救済の方法
が利用できなかったときは「税務
相談員」に申し出てみてくださ